

群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センターアドバイザリーボード内規

平成28. 5. 18 制定

(趣 旨)

第1 この内規は、群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター規程（平成28年4月1日制定）第14条第2項の規定に基づき、群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センターアドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2 アドバイザリーボードは、学部長の諮問に応じ、群馬大学社会情報学研究科、社会情報学部及び社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター（以下「センター」という。）の教育・研究・社会貢献活動及び成果等についての評価を行い、その結果を学部長に答申する。

2 アドバイザリーボードは、センターの運営等について、必要に応じ学部長に助言を行う。

(組 織)

第3 アドバイザリーボードは、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、国内外の学識経験者のうちから学部長が委嘱する。

(任 期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第5 アドバイザリーボードの事務は、関係部課等の協力を得て、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第6 この内規の改廃は、センター会議の議を経て学部長が行う。

(雑 則)

第7 この内規に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成28年5月18日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される第3の委員の任期は、第4の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。